No.	質問内容	回答
I 公募提案型売却の概要 1 趣旨		

募集要項1ページI-1趣旨にある内容について「手稲区連合町内会連絡協議会から2度にわたり要望1書が提出」とありますが、2度とも【資料6-1】の同内容の要望書が提出されたと考えて宜しいでしょうか。

手稲区連合町内会連絡協議会から令和元年11月13日 に1度目、令和2年12月8日に2度目の要望書【資料 6-1】が本市に提出されています。

1度目の要望書は、

- 1 てっぽく・ひろばは手稲区民にとっての貴重な財産であり、今後の利用のあり方について区民の意見・要望を聞くこと
- 2 今後の利用のあり方がまとまるまでの当面の土地 利用の継続

以上2点を求める内容であり、2度目の要望書につながるものとなっています。

3 用途指定・用途制限等

募集要項 5ページII - 3 - (1) 用途指定期間及び募集要項15ページIV - 8 - (2) 契約上の制限事項について

2 事業計画に基づいた土地利用はⅡ3 (1)より所有権 移転日からとなっていますが、Ⅳ8 (2)による建築 物等の竣工期限やその後の準備期間を考慮した日程を 設定すると解釈してよろしいでしょうか。

売買物件の用途制限期間は、売買契約による所有権移転日(売買代金支払日)から起算して10年間となり、期間中は提案された事業計画書の内容に従った土地の利用を行っていただきます。

この「10年間」には、事業計画書に従ったものである 限りにおいて、建築物の建築期間や準備期間等も含み ます。

Ⅲ 応募資格に関する事項

2 応募者の資格要件

募集要項7ページⅢ-2-(1)にある括弧書き内の 内容について

3 「施設を賃貸する事業とする場合」とは、所有する建物内の一部の機能だけ有償でスペース貸し、運営委託する場合は含まないと考えてよいでしょうか。

建物内の一部であっても、有償で賃貸する事業が含まれる場合は、事業計画書において具体的な内容や、当該部分の事業運営が継続する仕組みを可能な限り記載してください。

6 事業者の選定

募集要項14ページIV-6-(4)にある内容について ヒアリング審査の際の工夫として、パワーポイントの ほか、動画などの利用も考慮してよいでしょうか。 4 また、当日、それら説明用のデータを入れたPC及 びプロジェクターは当方で持参し、電源及び映し出す スクリーンはお借りするものと考えてよいでしょう か。

ヒアリング審査において、各応募事業者からプレゼン テーションの時間を設ける予定ですが、その際の補足 資料として、パワーポイントや動画等を活用すること は可能です。

なお、プロジェクター (HDMI接続対応) 及びスクリーンは事務局で準備する予定です。

募集要項14ページIV-6-(4)にある内容について 5 ヒアリング審査の発表時間・質疑応答時間等はどのような形式・分配で行われる予定でしょうか。

現時点では、ヒアリング審査の所要時間は入退室を含めて各事業者あたり1時間程度とし、そのうち冒頭の20分程度でプレゼンテーション、残りの時間で質疑応答を行うことを予定しています。

なお、正式な日時、所要時間等は質問No.6の回答にある通知においてご案内する予定です。

募集要項14ページIV-6-(4)にある内容について6ヒアリング審査の実施予定日は決まっていますか。日時が確定するのはいつ頃でしょうか。

実施予定日は未定ですが、現時点では令和5年2月下 旬から3月上旬頃を予定しています。

ヒアリング審査の対象となった事業者へは、令和5年 2月上旬頃に正式なご案内通知をお送りする予定で す。

資料編

7 資料2実測図について 敷地の高低差の情報をご教示頂けないでしょうか。 資料2の実測図は、分合筆に係る登記のために作成したものとなるため、敷地高低差測量は行っておりません。敷地の高低差について事前に調査が必要と思われる場合については個別にご相談ください。

資料3現地状況について

敷地外周に単管の柵が設置されております。本件土地 8 の引き渡し時にはこの手すりは残置される予定でしょ うか。またその場合、柵の撤去は事業者にて行うと考 えて宜しいでしょうか。

ご認識のとおりです。